

市区町村名	<b>成田市</b>	担当部署	総務課
		電話番号	0476-20-1510

### 1 取組事例名

適正な公金支出等を政策法務の視点からチェックする体制等の構築について

### 2 取組期間

平成20年度頃～（継続中）

### 3 取組概要

**行革甲子園に提出される取組は、独自性があり、改革の名に相応しい一見して効果が見える取組が多いと思われます。それと比べると本市の提案は、地味で効果が見えにくい取組と思われるかもしれませんが、敢えてこのような地味で地道ですぐに効果として見えにくい取組にスポットを当てることで、こういった取組が行政の土台となっており、行革として行っていかねばならないものであること、効率化の名の下に、取組を切り捨て、思考を放棄することがないようにすべきであることなどの思いを前提に取組事例として紹介するものです。**

本市においては、新たに補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金等に係る公金支出を行う場合には、法令で規定し尽くされているもの、条例で定めるべきもの、既に要綱等に対応しているもの及び予算のみによるもの（予算補助）を除き、原則として、個別の規則を制定して対応することとしている。また、条例、規則等の制定及び改廃に関する事項は、全て庁内の調整会議と意思決定機関である庁議にかけ、政策的な観点を含めた検討を行っている。これにより、予算審議等が行われた補助金等の政策であっても再度、法的な観点から条文を含めたチェックが行われ、担当課限りの要綱による補助金等の公金支出ではなく、本市としての組織的なチェックが行われた適正な公金支出が担保され、また、組織的な取組であることから政策法務能力の向上に繋がっているものである。

**すなわち、通常の自治体においては、「企画」及び「予算」の観点からの政策の優先順位や採否の判断が行われたものを再度『法』の観点からの視点で議論を蒸し返すような取組はあまり行われていないが、本市においては、補助金について原則として規則を制定することをルール化することにより、その蒸し返しを大切に、政策形成上で欠落しがちである『法』の観点からのチェックをいれる仕組みを構築している。**

令和4年度からは、上智大学の北村先生が提唱し、一部の自治体で行われている行政ドックを見習い、公金支出のみではなく、行政処分に係る手続等をチェックしていく体制を構築した。

#### 4 背景・目的

通常、補助金等は、●●市補助金交付規則が制定されており、個々の支出の要件や基準等は、各課等で要綱などを定め、運用していることが一般的である。

しかし、各課等で制定する要綱などの基準があいまいであること等により、補助金の支出が恣意的になり、また、適正な公金支出上で問題等が生じることが多くある。さらに、漫然と補助を続け、見直すことが困難になるケースも見受けられる。

よって、補助金等について各課等で要綱などを定めて運用するのではなく、組織全体として適正に基準を決定するプロセスを構築し、適正な公金支出等に資するものとしたものである。

#### 5 取組の具体的内容

- 新たに補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金等に係る公金支出を行う場合には、法令で規定し尽くされているもの、条例で定めるべきもの、既に要綱等で対応しているもの及び予算のみによるもの（予算補助）を除き、原則として、個別の規則を制定して対応する。
- 条例、規則等の制定及び改廃に関する事項は、市の意思決定機関としての庁議の決定を要するものとする。また、庁議にかけるに当たっては、企画政策課、総務課、行政管理課及び財政課の4課長で構成される調整会議に提案し、問題点等の整理を行うものとする。
- 調整会議に提案するにあたっては、事案の概要や規則の新旧対照表などをしっかりまとめた上で、提案するものとする。
- 成田市政策法務の推進に係る基本方針の策定や政策法務の手引きの策定等により、政策形成に当たっての法務の視点を強化する。
- 他の自治体で行われている行政ドックを見習い、組織内部において行政処分の手続等の適法性、妥当性等を検証する仕組みを構築する。

成田市版「行政ドック」のイメージ図



- 適正な公金支出等の政策法務の視点からチェックする体制等の構築がされ、適正な公金支出や適正な行政処分等が一定程度確保され、行政運営の適正性に資するものとなる。

## 6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

- 他の自治体において、個々の補助金等の対応は、要綱で行っていることがほとんどであるため、本市の規則化の取組は独自性があるものとする。
- 要綱で行うと機動的であり、また、各課の事務負担も軽減されるため、働き方改革等の見直しの中で事務負担の軽減等について議論があったところであるが、公金等の恣意的運用は許されるものではなく、最終的には市民への負担等へ繋がるものであること、庁内手続を経た検討により、職員の法的視点への意識の醸成や育成に繋がること等を考えると、効果的な取組であると考えている。

## 7 取組の効果・費用

### 【効果】

- 公金支出の恣意的な運用の軽減による適正な公金支出
- 適正な行政処分等の実施
- 庁内手続に伴う職員の人材育成
- 適正な行政に伴う将来の紛争リスクの軽減
- 組織としての横断的な意識の共有

### 【費用】

- 庁内手続に伴う職員の人件費の増加

## 8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

- 他の自治体において要綱などで機動的に行っている公金支出について、しっかりとした庁内意思決定手続を経て、規則を制定して対応していくことについて、短期的な視点では職員の事務負担の増加等に繋がるため、組織としての理解を継続的に得ること。
- 将来的な成果がはっきりと見えるものではないことから、目先の事務負担の軽減を求める方向に偏ってしまうおそれがあること。

## 9 今後の予定・構想

方針等が見えにくいと目先の事務負担の軽減に偏ってしまうため、令和3年度に成田市政策法務の推進に係る基本方針を策定し、組織として方針を共有したところである。今後は、当該基本方針をベースとし、令和4年度から実施する成田市版行政ドックを含め、取組を深めていきたい。

## 10 他団体へのアドバイス

改善することや結果を残すことも大切ですが、初心に戻り、やるべきことを地道に続ける地味な改革も大切です！！

## 11 取組について記載したホームページ

特になし